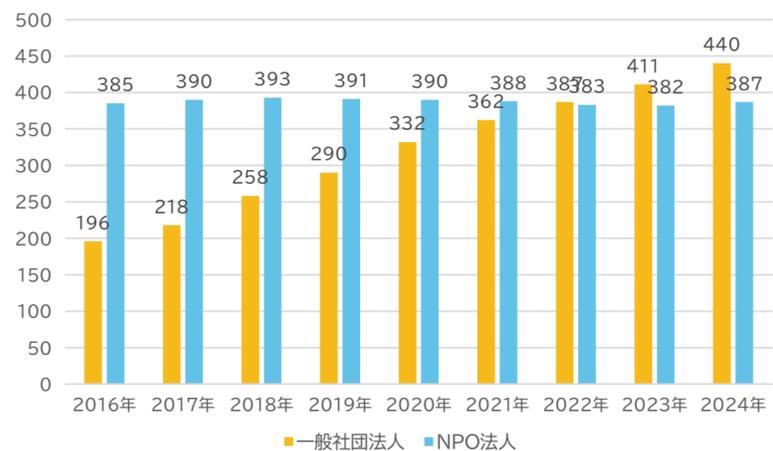




NPO 法人 VS 一般社団法人

2008年に完全実施された公益法人改革により、それまで主務官庁の認可制だった社団法人・財団法人は登記だけで設立できる一般社団・一般財団法人と、都道府県等が設置する公益等認定委員会により認定される公益社団・公益財団法人の2本立てとなりました。以降、一般社団法人を設立する動きが全国的に広がっています。一般社団法人の制度とは。和歌山県の状況はどうなっているのでしょうか。

毎年3月末日現在の法人数の推移（和歌山県内）



【データ出典】一般社団法人は「国税庁法人番号情報サイト」において、和歌山県内の一般社団法人に対して法人番号が指定された期間を指定し検索した結果を表示（法人解散などで閉鎖された情報は反映せず）。NPO法人は内閣府 NPO 法人ポータルサイトにおいて公開されている設立認証団体数のデータを引用。

一般社団法人への法人番号指定は法人設立登記から数日のタイムラグがあること、NPO 法人についても設立認証から法人設立登記が完了するまで1~2週間程度のタイムラグがあることから、2つは単純比較ができないことに留意ください。

「一部に懸念の声も」
一般社団法人に関し
ては行政に所轄庁がな
いことから、定款や法
律の通りに法人が運営
できているかは各法人
自身が管理する必要が
あります。ところが、
定款で定められた役員
任期をはるかに超えて
も役員変更登記をおこ
なっていない事例がみ
られる。法務局が対応を
始めています。
NPO 法人でも法務
局での登記実務を怠っ
ているとみられる事例
はみられます。
どちらも非営利で公
益的な活動を進める法
人制度です。制度に対
する理解を深め、各種
法令・定款に沿った運
営が求められます。
(志場久起)

NPO 法人数を上回る
左のグラフは和歌山
県内の一般社団法人と
NPO 法人の数の推移
を示しています。
旧制度で認可されて
いた社団法人は公益法
人改革により、公益社
団法人もしくは一般社
団法人のどちらかに移
行することが求められ
ました。したがって、
当初は旧制度の社団法
人から移行した一般社
団法人がほとんどを占
めていましたが、現在
では新制度に基づき登
記だけで設立できる一
般社団法人が増加して
います。
対して NPO 法人は
ここ数年380 団体前
後をいったりきたりし
てほぼ横ばいとなっ
ており、2年前に一般社
団法人の数の追い抜け

制度上の違い
下の表に NPO 法人
と一般社団法人の主な
違いを掲載していま
す。
NPO 法人は設立に
あまり費用がかからな
い反面、設立認証申請
時に縦覧期間の設定が
あるため一定の時間が
かかります。対して一
般社団法人は設立に12
万円あまりかかる反
面、書類さえ整ってい
れば設立にはあまり時
間がかかりません。人
数の要件も一般社団法
人が少なくないといま
す。設立に関しては一
般社団法人が有利と考
えられます。
税制面では NPO 法
人が「原則非課税、法
人税法の要件を満たす

**自由度と信頼性の
バランス**
かつて日本 NPO セ
ンターと公益法人協会
が実施した調査による
と、新制度のもとで設
立した一般社団法人に
聞いたところ、設立に
際して NPO 法人と一
般社団法人を比較検討
したケースが3割超
あったそうです。この
なかでは、将来的な公
益社団法人化を見据え
て一般社団法人を選
じた団体もある一方、
一般社団法人は NPO
法人のような所轄庁へ
の届出の義務がないこ
となど、実務が簡便で
あることを一般社団法
人を選択した理由に挙
げているケースも少な
くないようです。

「一部に懸念の声も」
一般社団法人に関し
ては行政に所轄庁がな
いことから、定款や法
律の通りに法人が運営
できているかは各法人
自身が管理する必要が
あります。ところが、
定款で定められた役員
任期をはるかに超えて
も役員変更登記をおこ
なっていない事例がみ
られる。法務局が対応を
始めています。
NPO 法人でも法務
局での登記実務を怠っ
ているとみられる事例
はみられます。
どちらも非営利で公
益的な活動を進める法
人制度です。制度に対
する理解を深め、各種
法令・定款に沿った運
営が求められます。
(志場久起)

	NPO 法人	一般社団法人
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人と一般財団法人に関する法律
設立手続	所轄庁の認証と登記（認証手数料無償・登録免許税非課税）	公証人の定款認証と登記（認証手数料・登録免許税が必要）
設立期間	概ね2~4か月	特になし
法人税	収益事業のみ課税	非営利徹底型などは収益事業のみ課税、それ以外は全収入に課税
情報公開	所轄庁・ウェブでの閲覧事務所で備え置き	定款・社員名簿等の事務所で備え置き（閲覧は社員や関係者のみ）
社員数	10名以上	2名以上
理事数	3名以上	理事会を設置する場合は3名以上以外は1名以上
監事数	1名以上	理事会を設置する場合は1名以上以外は任意

「非営利法人格選択に関する実態調査」(https://www.jnpocne.jp/?p=7457) より一部改変

2024年度 わかやま SDGs パートナーシップ基金 今年度のご寄附を受け付けています

みんなの力で SDGs 達成を！



今年度は子ども食堂・地域食堂をはじめ、 地域コミュニティの再生につながる活動を応援します

和歌山県内の「子ども食堂」は和歌山県調べで91カ所（2024年11月末現在）となっており、年々増加しています。和歌山県は全小学校区に1カ所、約200カ所の子ども食堂の開設を目指して取り組みを進めています。

名称こそ「子ども食堂」ですが、子どもだけではなく、保護者、一人暮らしの年寄りなど様々な方が利用できる「地域食堂」としての役割を担う場所が増えており、子ども食堂・地域食堂が「地域コミュニティの核のひとつ」を担えるのではないかと期待されています。

一方、住民が集まれる場として、自宅にある不要になった本を持ち寄りみんなで共有し楽しむ「みんなの図書館」、空き家や空き店舗を活用した「みんなの居場所」などといった形で地域コミュニティの再生を目指す取り組みも急速に広がっています。

そこで、今年度のわかやま SDGs パートナーシップ基金では、子ども食堂や地域食堂など「食を通じた地域福祉・コミュニティ再生」、みんなの居場所など「コミュニティづくり活動」に携わる団体に対する助成を実施します。現在、この助成金の原資となる基金へのご寄附受付を実施しています。

高齢化の進展だけではなく、高齢人口の減少も始まり、今後の地域の担い手になる現役世代への負担がますます増大することが懸念されています。みなさんのご寄附を、地域コミュニティの再生等に役立てられるよう準備を進めています。ぜひみなさんのご協力をいただきますようお願いいたします。

主な使途

- ▶ こども食堂・地域食堂の運営経費
 - ▶ みんなの図書館・みんなの居場所の運営経費・初期費用として
- 特に、その事業をおこなうことで「地域にどのような効果が期待できるのか」を重視して、審査を実施する予定です。

ご支援の方法

- ▶ 1口3,000円からクレジットカード決済・銀行口座への振り込みにより受け付けます。右のQRコードからアクセスできます。
- ▶ 本基金へのご寄附は寄附金税制の対象となります。

※ 寄附金控除について
個人の方は、ご寄附いただいた金額から2,000円を差し引いた金額の最大50%が、確定申告により所得税等から控除されます。(例)1万円をご寄附いただいた場合は、最大4,000円が所得税等から控除されます。
法人の場合は損金算入限度額が拡大されます。(例)資本金1,000万円、所得金額1,000万円の場合、一般損金算入限度額約6.9万円とは別に、特別損金算入限度額約33.1万円までのご寄附が損金に算入できます。

【運営】
認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター
〒640-8331 和歌山市美園町 5-6-12
TEL 073-424-2223 FAX 073-423-8355 info@wnc.jp https://wnc.jp/
【事務所不在時、電話は和歌山県 NPO サポートセンターに転送されます】



和歌山市 NPO・ボランティア推進協議会だより

なるコミふくろう菜園教室

日程 12月19日(木)
15:00~16:00
場所 なるコミ(和歌山市鳴神・宇都宮病院内)
内容 冬野菜の有機栽培を学びます
参加費 500円(資料代)
定員 10組
主催 NPO 法人健康とコミュニティを支援するなるコミ
備考 申し込みは agri.agriculture.2022@gmail.com まで

このコーナーでは和歌山市 NPO・ボランティア推進協議会加盟団体からのイベント情報を不定期にお届けしています。